



# 明日使えるEPAセミナー

## —青果物編—



**2023年3月2日**  
**東京共同会計事務所**



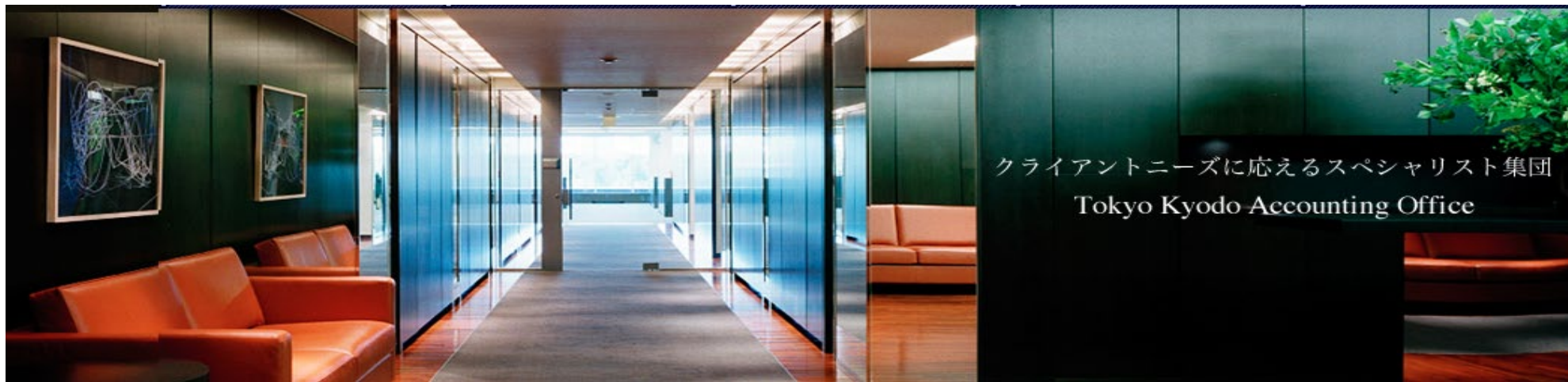
# 東京共同会計事務所のご紹介

社名 : 東京共同会計事務所  
設立 : 1993年8月  
所在地 : 東京都千代田区丸の内3-1-1  
国際ビル9階  
代表者 : 内山 隆太郎  
対応言語 : 日本語・英語・中国語・ベトナム語・タイ語

問合せ番号 : 03-5219-8660  
メールアドレス : [epa.info@tkao.com](mailto:epa.info@tkao.com)  
Website : [www.tkao.com/epa/](http://www.tkao.com/epa/)

構成員 : 295名 (2023年2月1日現在)

- 公認会計士 (29名)
- 会計士補・公認会計士新試験合格者 (3名)
- 税理士 (46名)
- 税理士科目5科目合格者 (4名)
- 科目合格者 (18名)
- 司法書士 (7名)
- 行政書士 (3名)
- 弁理士 (3名)
- 通関士有資格者 (12名)



# 東京共同会計事務所の概要 -EPAサービス-

## EPA/FTAコンサルティング事業



対応会社数

**5,000**社超



経済産業省委託事業

EPA相談デスク**8**年受注



個別相談実績

約**36,000**件超

**比類ない  
EPA/FTA業務支援実績**

国内で最も経験豊富な  
EPA/FTAプロフェッショナル集団

## JAFTAS事業



つながる企業

**1,600**社超



仕入先様もサポート

**6,000**件超



調査依頼件数

**50,000**件超

**自動車業界  
1,600社以上利用**

契約企業とサプライヤーを繋ぎ  
FTA原産資格調査を行う  
クラウドサービス

# 本セミナーの流れ

## 第一部

EPAとは？

## 第二部

具体的な事例を見てみよう！（第三者証明制度）

## 第三部

応用編（日本茶の輸出）

# 本編に入る前に・・・

Zoom ウェビナー

レコーディング中

TOKYO KYODO ACCOUNTING OFFICE

## 本セミナーの流れ

第一部 → EPAとは？

第二部 → 具体的な事例を見てみよう！（第三者証明制度）

第三部 → 応用編（日本茶の輸出）

ここをクリック

リアクション

4

© 2023 Tokyo Kyodo Accounting Office

オーディオ設定 ^

チャット 手を挙げる Q&A リアクション

退出

17:56



<練習>



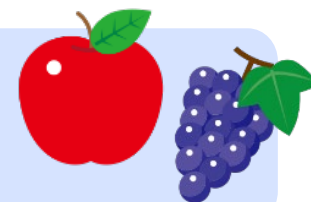
リアクションしてみよう！



# 本セミナーの流れ

## 第一部

EPAとは？



## 第二部

具体的な事例を見てみよう！（第三者証明制度）

## 第三部

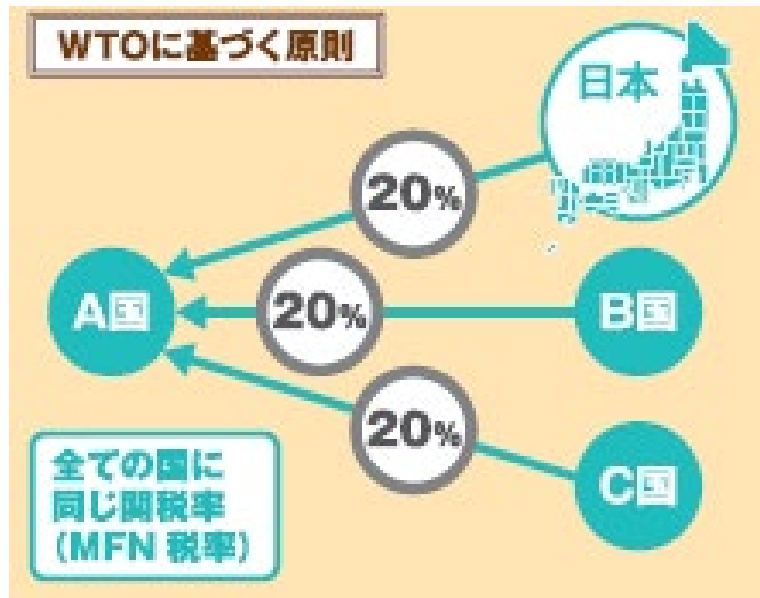
応用編（日本茶の輸出）

## 「関税が削減・撤廃される」とってどういうこと？

### 輸入するときにかかるコストを削減すること

通常より低い関税率が適用されることによって、関税額を削減できる

全ての国に同じ関税率  
(MFN税率)



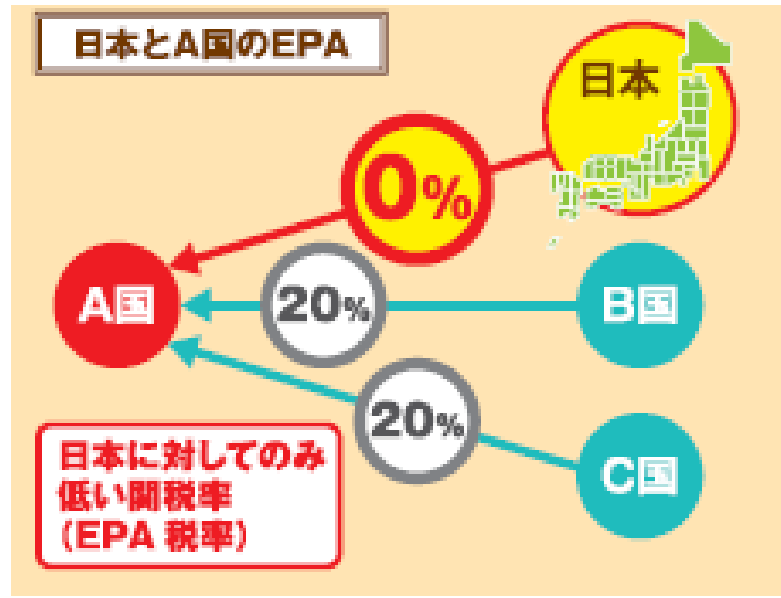
WTO : World Trade Organization (世界貿易機関)  
MFN : Most Favoured Nation Treatment (最恵国待遇)  
MFN税率 : 通常適用される関税率

$$\text{課税価格}^* \times 20\% = \text{関税額}$$

100円 × 20% = 20円

\* 現地の法令に則った課税価格

日本に対してのみ低い関税率  
(EPA (FTA) 税率)



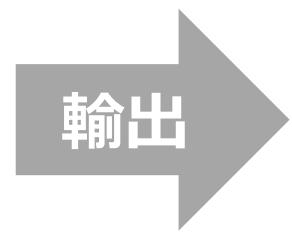
$$\text{課税価格}^* \times 0\% = \text{関税額}$$

100円 × 0% = 0円



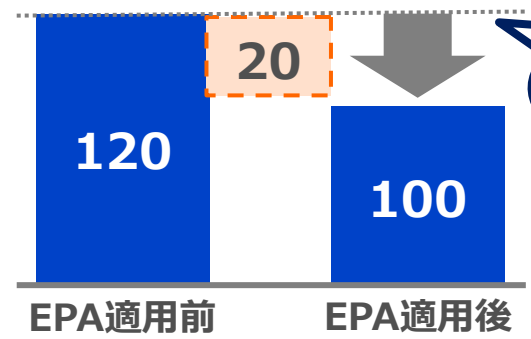
# 輸出者・生産者にもメリットある？

## EPA対応の依頼に協力



## 輸入者のコスト削減 = 利益UP

※輸入関税が売主負担となるインコタームズDDP（インコタームズ2020）の場合は対象外



輸出者・生産者も  
**HAPPY!**



販売量UP  
販路拡大

価格競争力UP

# 農林水産品の輸出でも活用されている！

## EPA活用効果は現地コスト削減・販売先拡大

### 農林水産大臣賞\*（平成29年－令和3年度）事例分析 輸出促進のために実施した施策

安定した販売チャネルの確立・現地コスト削減

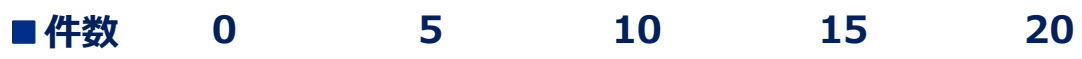
現地マーケットニーズへの対応

規制対応

ブランド価値向上

流通効率化

その他

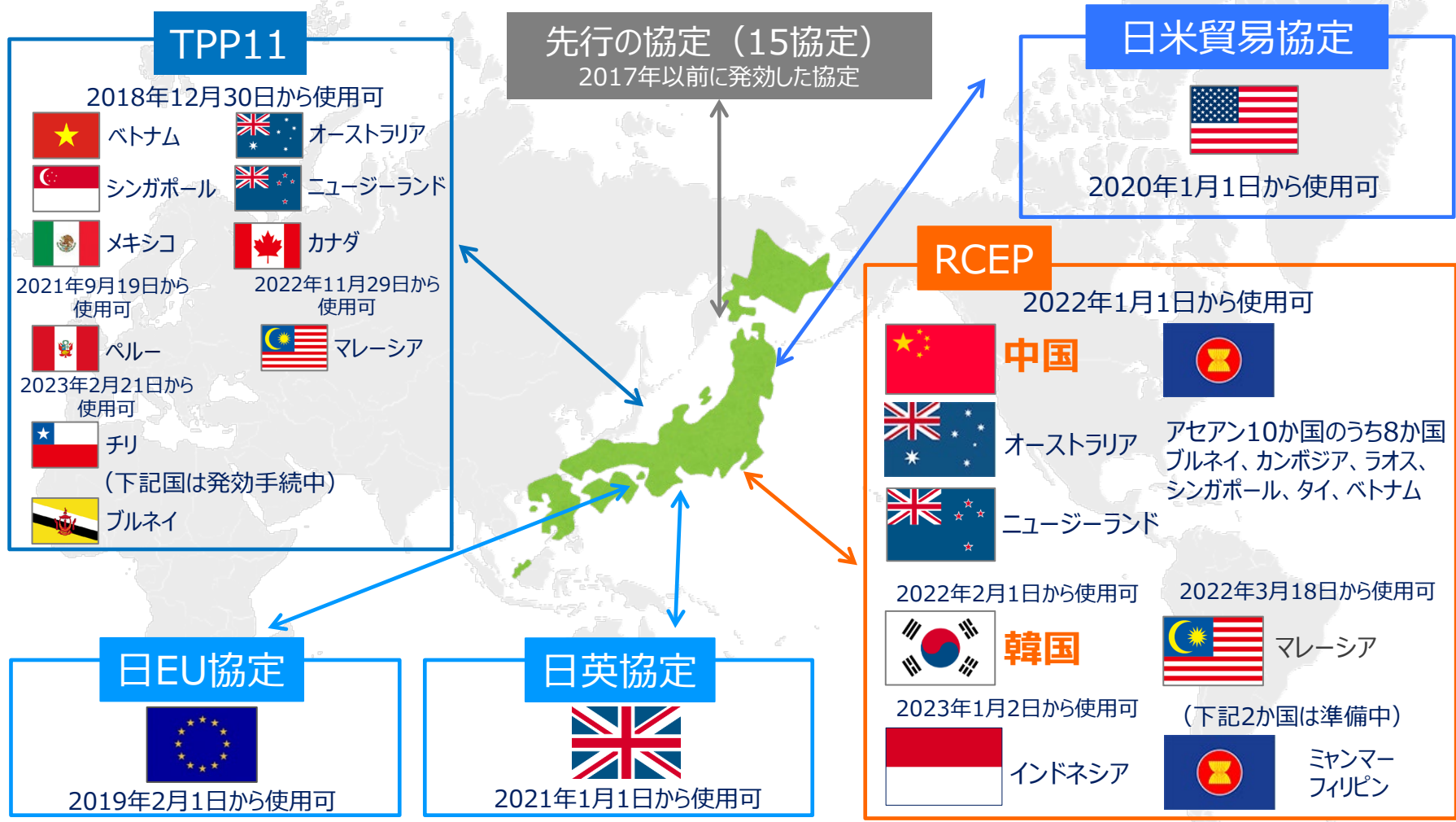


\*データ出所：輸出に取り組む優良事業者表彰 よりTKAOが分析し作成  
[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/torikumi\\_zirei/index.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/torikumi_zirei/index.html)



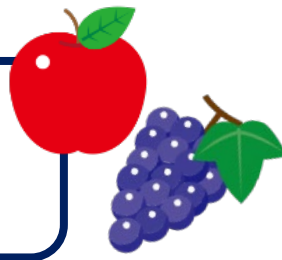
# EPA利用のチャンスが拡大している！

アジアを中心に現在20協定が利用可能  
2018年以降メガEPA【TPP11/日EU/RCEP】を相次いで締結



# 各EPAで採用されている証明制度が異なる

青果物の輸出は主に**アジア**となりますが、アジアとのEPAの大半は第三者証明制度を採用している協定となりますので、本日は**第三者証明制度**のお話しです！



比較ポイント	第三者証明制度	認定輸出者制度*	自己証明制度
1 証明書	第一種特定原産地証明書	第二種特定原産地証明書	原産地証明書 (自己申告書)
2 ポイント	日本商工会議所（日商）への手続きが必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>日商手続き不要</li> <li>経済産業省の認定必要（認定有効期限：3年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日商手続き不要</li> <li>経済産業省の認定不要</li> </ul>
3 時間・コスト	<p>&lt;時間&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業登録：原則7営業日</li> <li>判定依頼～承認：原則3営業日</li> <li>発給申請～取得：原則2営業日</li> </ul> <p>&lt;コスト&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発給費用：1件2,000円+500円×産品数</li> </ul>	<p>&lt;時間&gt;</p> <p>認定輸出者自ら原産地証明書を作成することができるため、第三者証明制度と比較すると短時間で書類準備が可能。</p> <p>&lt;コスト&gt;</p> <p>登録免許税法に基づく登録免許税：9万円                  認定更新手数料：5,000円（電子申請の場合は4,550円）                  ※登録・更新費用以外は無料。</p>	<p>&lt;時間&gt;</p> <p>輸出者自ら証明するため、第三者証明制度と比較すると短時間で書類準備が可能。</p> <p>&lt;コスト&gt;</p> <p>日商手続きや経済産業省の認定など公的手続きが不要な為、他の2つの制度と比べコストもかからない。</p>

第三者証明制度

認定輸出者制度

自己証明制度

\*認定輸出者制度を採用している協定は、RCEP協定、日メキシコ協定、日スイス協定、日ペルー協定

## 【参考】

### 日本が締結している相手国と証明制度一覧

認定輸出者制度導入 = ○

相手国	第三者証明制度			自己証明制度	相手国	第三者証明制度		自己証明制度		
	二国間	日アセアン	RCEP*2	CPTPP		二国間	RCEP*2	二国間	CPTPP	RCEP*2
マレーシア	○	○	○	○	オーストラリア	○	○	○	○	○
タイ	○	○	○		ニュージーランド		○		○	○
フィリピン	○	○	○*3		ペルー	○			○	
ベトナム	○	○	○	○	メキシコ	○			○	
ブルネイ	○	○	○	○*1	チリ	○			○	
シンガポール	○	○	○	○	カナダ				○	
ミャンマー		○	○*3		アメリカ合衆国			○		
ラオス		○	○		EU			○		
カンボジア		○	○		スイス	○				
インドネシア	○	○	○		イギリス			○		
インド	○				中国		○			
モンゴル	○				韓国		○			

\*1 ブルネイでは2023年3月1日時点で未発効のため、利用できません。

\*2 2023年3月1日時点で、輸出者・生産者による自己申告制度が利用可能なのは、オーストラリア・ニュージーランドへの輸出に限る

\*3 ミャンマー、フィリピンでは2023年3月1日時点で未発効のため、使用できません。

# 本セミナーの流れ

## 第一部

EPAとは？

## 第二部

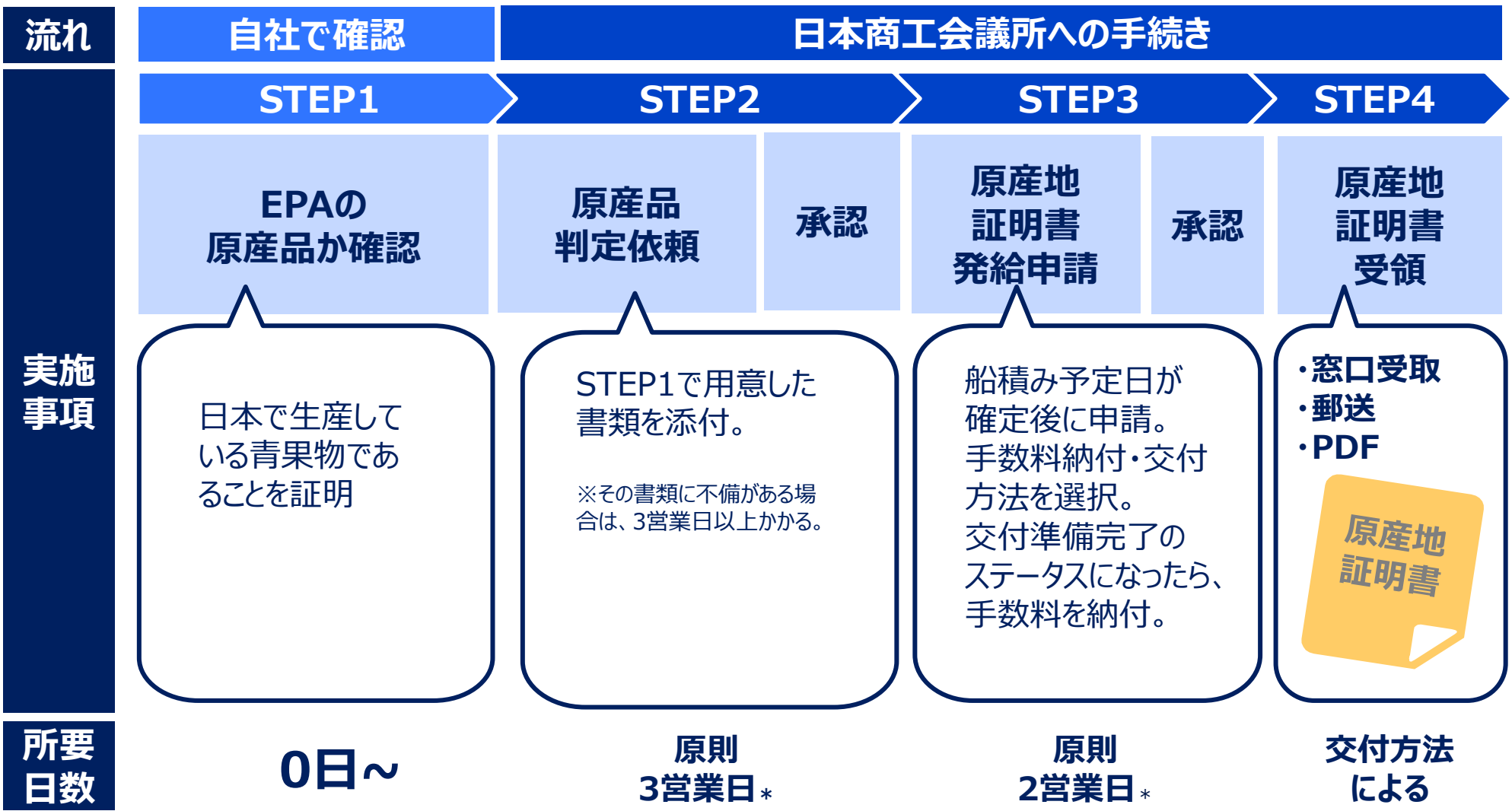
具体的な事例を見てみよう！（第三者証明制度）



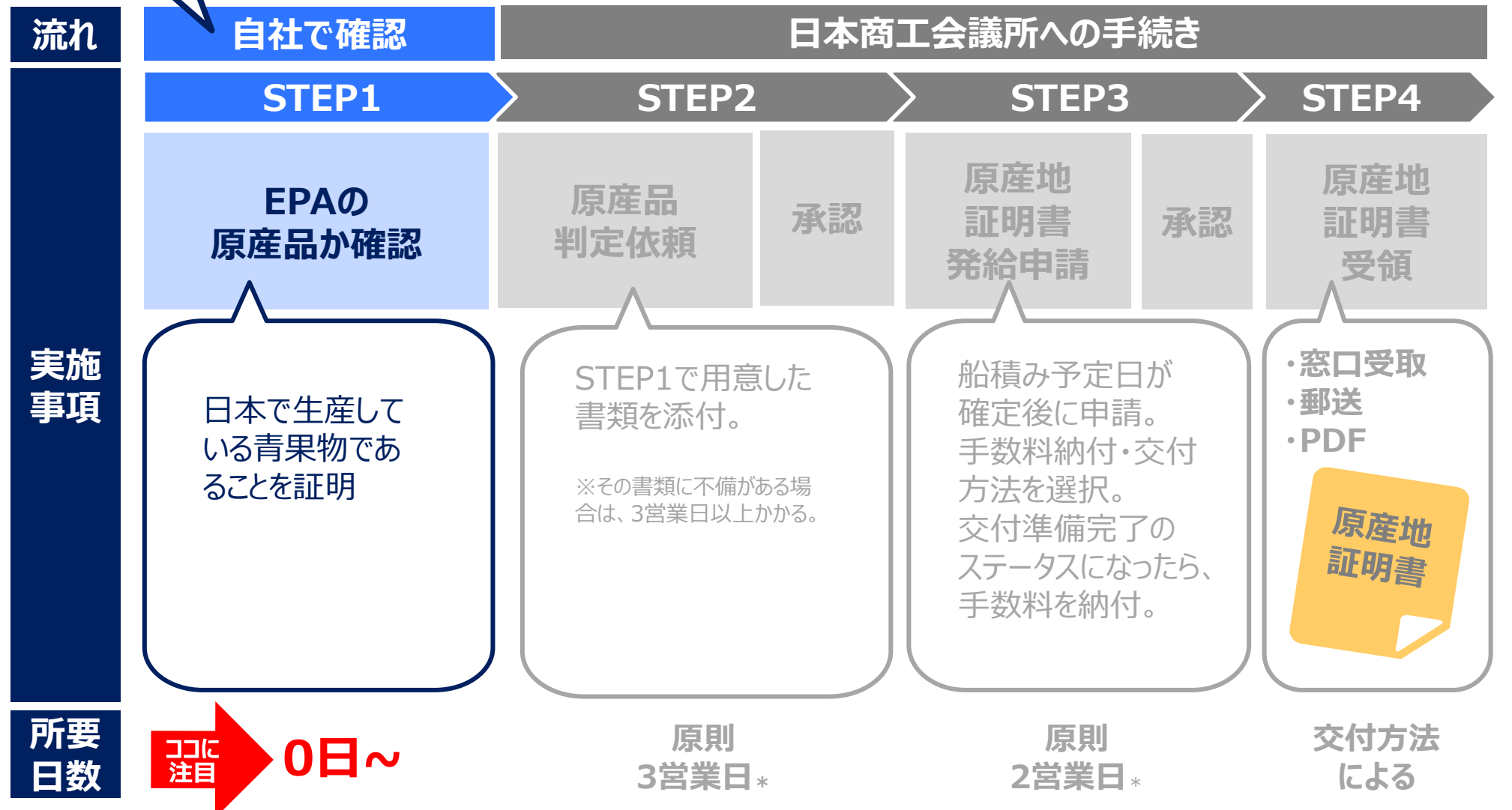
## 第三部

応用編（日本茶の輸出）

# 第三者証明制度における手続きの流れ



日本で生産している青果物であることの証明  
 について**3つの事例**をもってご紹介！

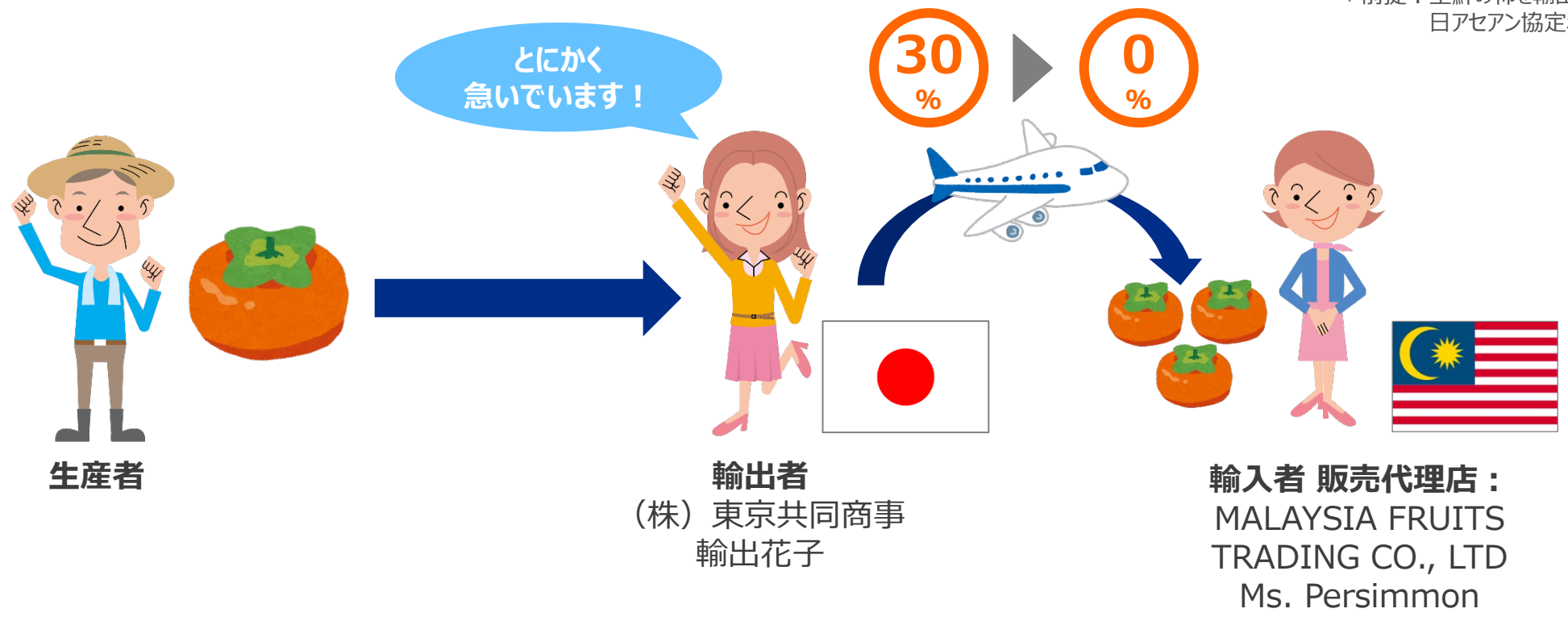


\* 出所：日本商工会議所パンフレット「あなたもできる第一種特定原産地証明書取得ガイド」



# 事例1 輸出までに時間がない・・・

\*前提：生鮮の柿を輸出  
日アセアン協定利用



マレーシアへ柿の輸出が決まりました！日アセアン協定を利用して、マレーシアで関税削減をしたいと思っています！  
**船積みまで時間がありません！**  
以前柿を輸出するときには生産証明書を手に入れましたが、  
**間に合うでしょうか・・・？**

# 事例1 輸出までに時間がない・・・

## 疑問

### 「農林産品に係る生産証明書」



（村営組合） 産  
年 月 日

農林産品に係る生産証明書

住所（〒記号の住所及び番地等）  
氏名（生産者又は販売事業者等） 印

下記のとおり記載されたものであることを証明します。

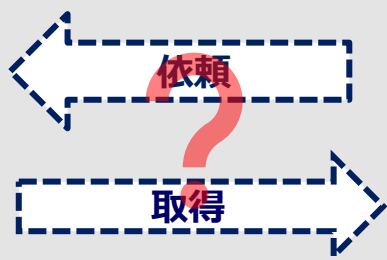
記

- 農林産物の種類：  
1. 農林産物の名称を記載してください。
- 生産番号（都道府県）：  
3. 産地（都道府県名）：

4. その他  
 ①生産者並びに生産者の所在地及び産地、並びに収穫量が特定できる取引簿の記載について、特定産地証明書の添付から5年間（ただし、Bプルマイ協定、Bプルマイ協定、Bプルマイ協定およびBプルマイ協定を利用する場合は5年間）は保証するとしても、輸出数量の異なる産地、収穫量異なる産地等の産地について記載することを許します。  
 ②生産者等の住所が「農林産物の種類等」の欄に記載されている場合は、記載してください。

（注）利用する特定産地証明書の添付（個別産地証明）は、取扱いに当たって必ず確認する必要があります。特に、Bプルマイ協定産地証明については、品質保証において「輸出数量」において記載され、かつ、取扱いに使用する全ての産地が当該産地において完全に確保されていること、を記載されている場合は、全ての産地について、その旨を証明する必要があります。

農家さんから取得が間に合わないかも・・・



## 回答

# 産地（都道府県）が分かればOK！



仕入書明細書

（株）東京共同商事 御中 2023年3月2日  
△△△

2023年〇月分 ＊＊＊円

納品日	品名	数量	金額
2023年〇月〇日	柿 (和歌山県産)	3	＊＊＊円
支払金額合計（税込）			＊＊＊円

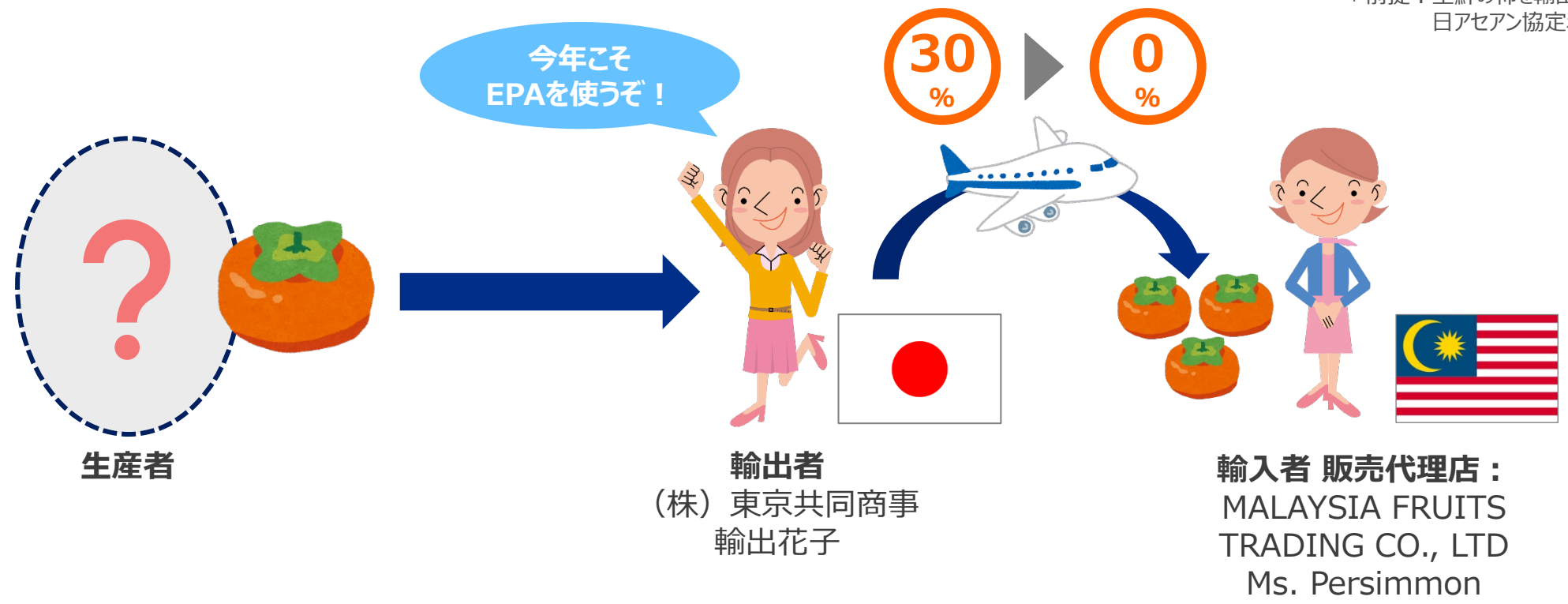
ココに注目

これなら間に合う！



# 事例2 今年こそEPAを使いたいと思って準備しているが...

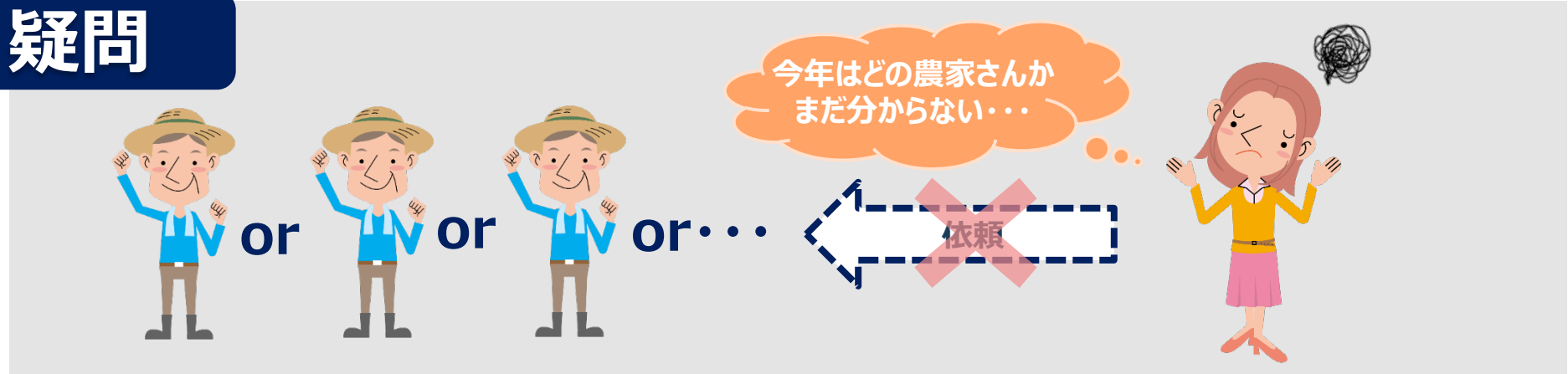
\*前提：生鮮の柿を輸出  
日アセアン協定利用



昨年もマレーシアへ柿を輸出していましたが、EPAが使えると知らず輸入者が高い関税を支払っていたようです。  
今年こそEPAを利用したいのですが、まだ生産者が決まっておりません。  
昨年と同じ和歌山県産の輸出であることは決まっていますが、  
**予め原産品判定依頼をしておくことはできるでしょうか？**

# 事例2 今年こそEPAを使いたいと思って準備しているが...

## 疑問



## 回答

# 昨年の出荷伝票でも、 産地（都道府県）が同じであればOK！



**仕入書明細書**

(株) 東京共同商事 御中

2022年3月2日  
△△△

2022年〇月分 ＊＊＊円

納品日	品名	数量	金額
2022年 〇月〇日	柿 (和歌山県産)	3	＊＊＊円



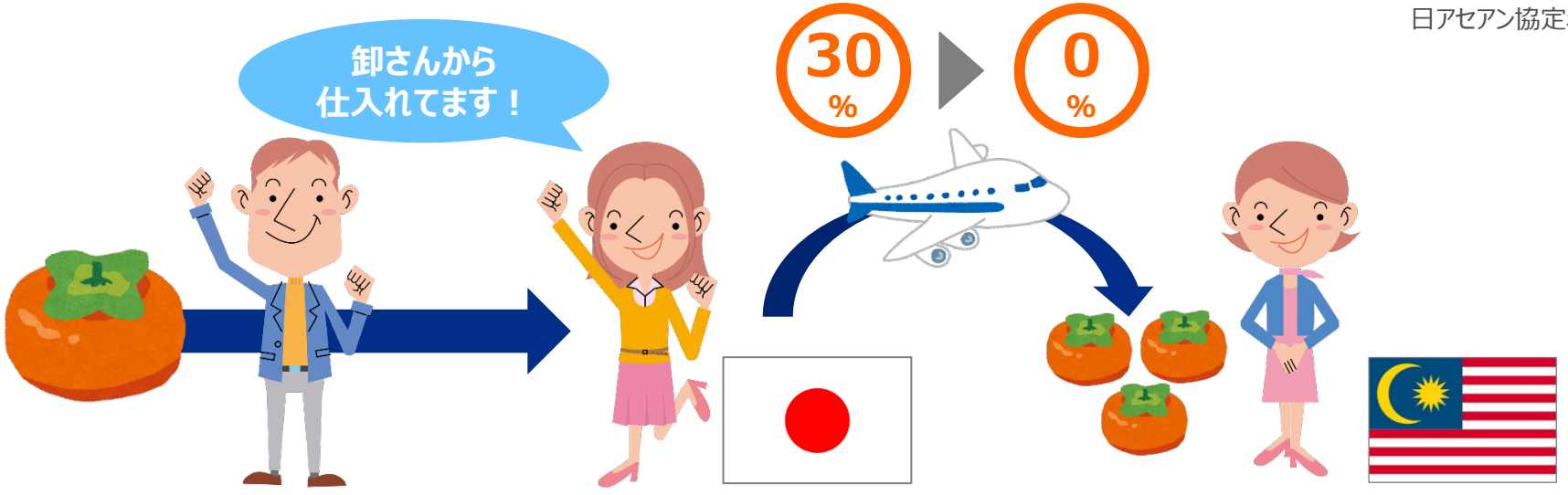
※輸出した製品の仕入書等の保管は必要

# 事例3 卸売業者を介しているので生産者の特定が難しい・・・

\*前提：生鮮の柿を輸出  
日アセアン協定利用



生産者複数



卸売業者  
(株) おいしい青果  
柿本柿太郎

輸出者  
(株) 東京共同商事  
輸出花子

輸入者 販売代理店：  
MALAYSIA FRUITS  
TRADING CO., LTD  
Ms. Persimmon



柿をマレーシアへ輸出することが決まりました！  
EPAを利用したいのですが、**卸売業者を介しており、生産者も複数いることから、特定が難しい状況です。**  
**生産者が特定できなくてもEPAは利用できるでしょうか？**

### 事例3 卸売業者を介しているので生産者の特定が難しい・・・

## 疑問



## 回答

# 卸売業者からの仕入書等でも、 産地（都道府県）の記載があればOK！



**仕入書明細書**

(株) 東京共同商事 御中

2023年3月2日  
(株) おいしい青果

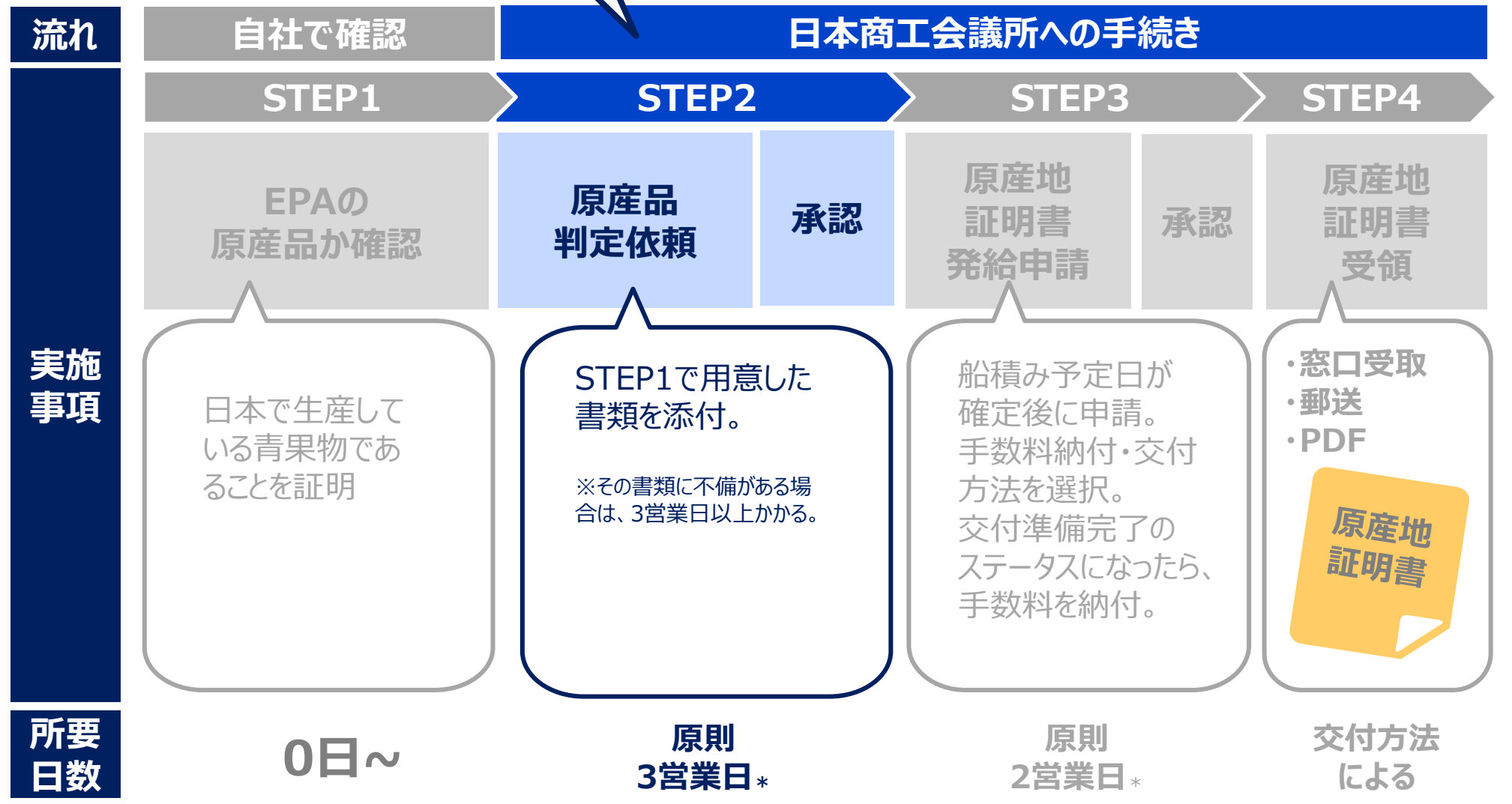
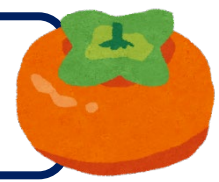
2023年〇月分 ＊ ＊ ＊円

納品日	品名	数量	金額
2023年〇月〇日	<b>柿</b> (和歌山県産)	3	＊ ＊ ＊円



※輸出した製品の仕入書等の保管は必要

**原産品判定依頼**も簡単！  
 具体的に入力方法を見てみよう！



\* 出所：日本商工会議所パンフレット「あなたもできる第一種特定原産地証明書取得ガイド」

第二部：具体的な事例を見てみよう！（第三者証明制度）

# 原産品判定依頼 生産者欄

判定依頼者の欄は自動入力されます！

■判定依頼者

原産品判定依頼は、原則、当該製品の生産者が行いますが、輸出者が行うことも可能です。  
 （この場合、輸出者は生産者から当該製品に関する情報（証明資料）を入手する必要があります）。  
 いずれの場合も、特定原産品であることを明らかにする資料を、日本商工会議所の求めに応じて提出できる者でなければなりません。

判定依頼者	◎	企業登録番号	A11111111
	◎	和文氏名	輸出 花子
	◎	和文社名(屋号)	株式会社東京共同商事
	◎	郵便番号	〒100 - 0005
	◎	所在地	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号国際ビル9階

■生産者欄

製品の生産者を記入してください。

※生産者が企業登録をしている場合は、企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。  
 ※企業登録をしていない生産者の場合は、企業登録番号欄に「999999999」（数字9桁）を入力して情報を入力してください。  
 ※英文所在地は、国名(JAPAN)まで、正確にフルアドレスを記入してください。

生産者	企業登録番号：半角英数字	999999999	情報取込
	和文社名(屋号)：全角		
	英文社名：半角		
	電話番号：半角		
	FAX番号：半角		
	E-mail：半角		
	郵便番号：半角数字	〒	
	和文所在地：全角	和歌山県	
英文所在地：半角	Wakayama , Japan		



企業登録番号は「999999999」、  
 和文所在地と英文所在地は  
 都道府県名を記載し、  
 それ以外は空欄で構いません！

日ベトナム協定に定められた原産地規則に基づき、原産品判定依頼を行う。

はい いいえ



第二部：具体的な事例を見てみよう！（第三者証明制度）

# 原産品判定依頼 輸出産品名

**輸出品名と産地の記載でOK！**  
**品種の記載不要！**  
**複数の産地併記もOK！**  
 例) Persimmon  
 (Wakayama, Nara, Fukuoka)

■関税分類番号 (tariff classification number) 及び 原産品名  
 原産品判定の対象となる製品の関税分類番号（半角数字6桁）と原産品名（英  
 ※原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイス等に  
 てください。  
 ※ブランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的かつ一般的な  
 ※この表記は、原産地証明書の Field4 : Description of good  
 ※関税分類番号 (HSコード) は、輸入時のものを使用してください。  
 の番号を記入してください。

(1) 原産品判定を行う輸出産品のHSコード及び英文名称を入力してください。

HSコード (6桁)	原産品判定対象の輸出産品名 (英文)
0810.90	Persimmon (Wakayama)

**ココに  
注目**

■特惠基準 (Preferential criterion)  
 協定に基づき、輸出される産品が関税上の特惠待遇を得るためには、特惠基準のいずれかが少なくとも1つの要件を満たさなければなりません。

※ 特惠基準を選択してください。

(2) 原産品判定基準：原産品判定基準を下記から選んでください。

<input checked="" type="radio"/> WO	日本国内で完全に得られ又は生産される産品 (協定第3章第24条(a))
<input type="radio"/> PE	生産される産品 (協定第3章第24条(c))
<input type="radio"/> 一般規則	産品。 (協定第3章第26条1)
<input type="radio"/> 品目別規則	産品。品目別規則 (附属書二) の対象となる産品 (協定

青果物の特惠基準は  
**WOを選択！**  
 ※協定によってはAと書かれている場合もあり

(3) (2) の "一般規則" 又は "品目別規則" を選択した場合の判定基準を下記

<input type="radio"/> 1	付加価値基準 (LVC)
<input type="radio"/> 2	関税番号変更基準 (CC/CTH/CTSH)
<input type="radio"/> 3	加工工程基準 (SP)
<input type="radio"/> 4	付加価値基準 (LVC) + 関税番号変更基準 (CTH)

WOの場合ここは  
 考えなくてもOK！

第二部：具体的な事例を見てみよう！（第三者証明制度）

# 原産品判定依頼 典拠書類

農林産品にかかる生産証明書の提出は必須ではなく、仕入書に**青果の産地（都道府県）**の記載があれば典拠書類は**仕入書等**でOK！  
**過去の取引の仕入書等**でもOK！

カテゴリは「その他」を選択

（４）典拠書類を選択してください。

管理番号	カテゴリ選択	ファイル選択
1	その他	ファイルを選択 生産証明書.pdf
2		ファイルを選択 選択されていません
3		ファイルを選択 選択されてい
4		ファイルを選択 選
5		ファイルを選択 選択され

メール・FAX等で資料を提出します。

ココに注目



メール・FAXにて資料を提出する場合は、ここにチェック

## 仕入書明細書


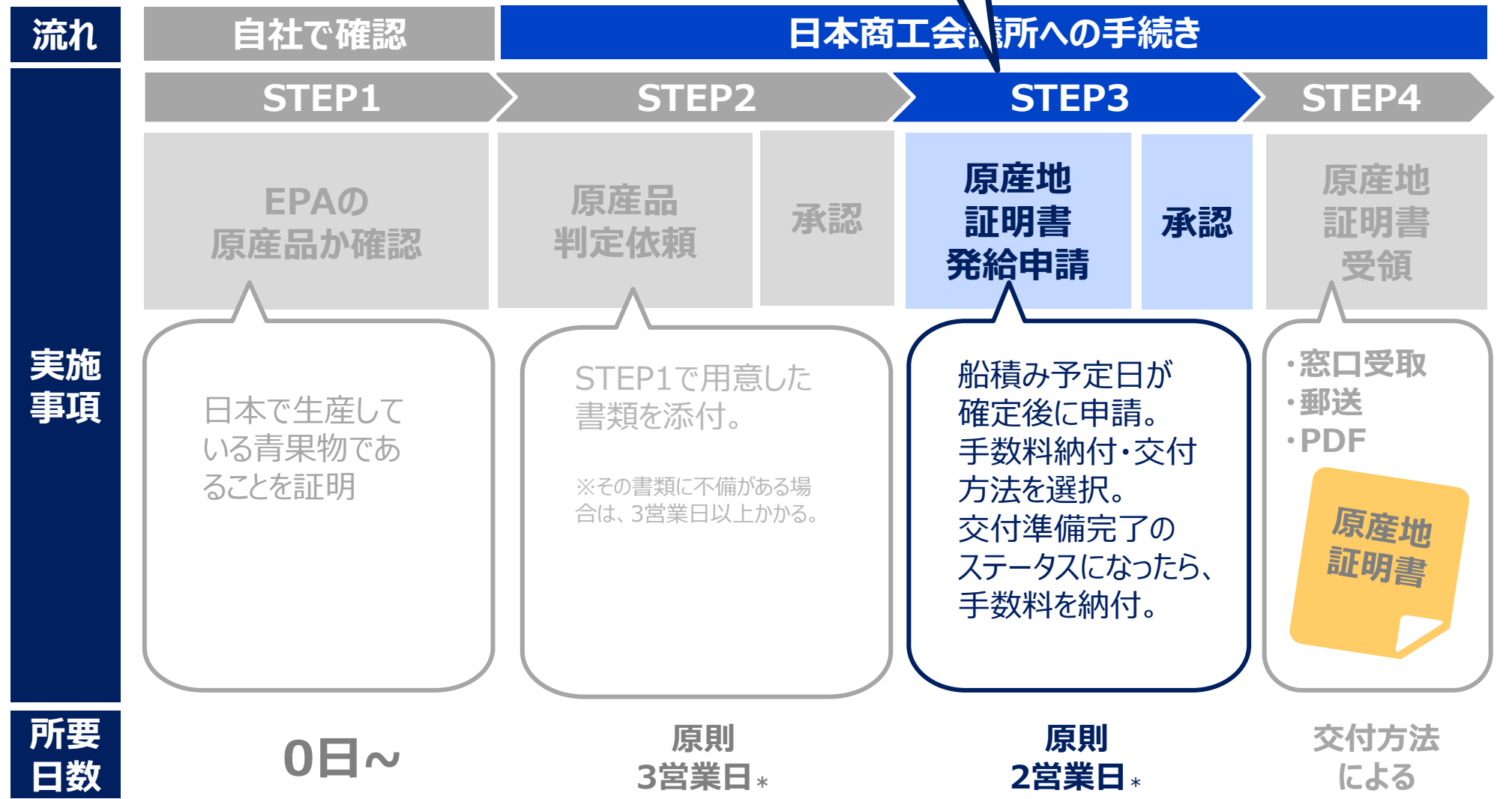
(株) 東京共同商事 御中 2023年3月2日  
(株) おいしい青果

2023年〇月分 \*\*\*円

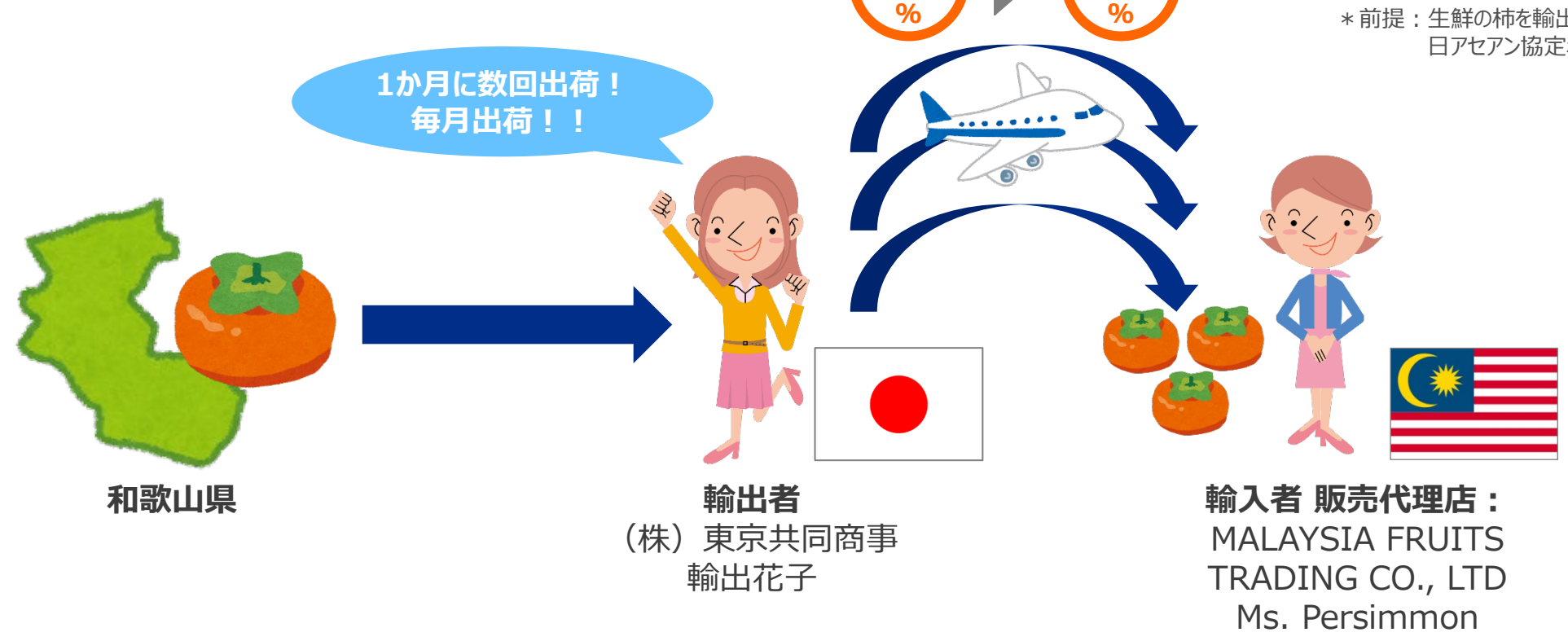
納品日	品名	数量	金額
2023年〇月〇日	柿 (和歌山県産)	3	***円
支払金額合計（税込）			***円

アップロードする**ファイル形式はPDFのみ**となりますのでご注意ください。

発給申請にかかる疑問について  
2つの事例でご紹介！

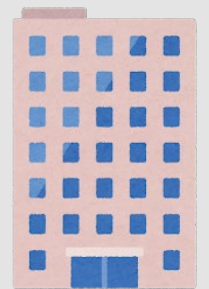
# 事例1 輸出回数が多い...



定期的に和歌山県産の柿を輸出しています！  
生産者は都度異なるのですが、  
**毎回、原産品判定依頼をする必要はありますか？**

# 事例1 輸出回数が多い・・・

## 疑問



日本商工会議所

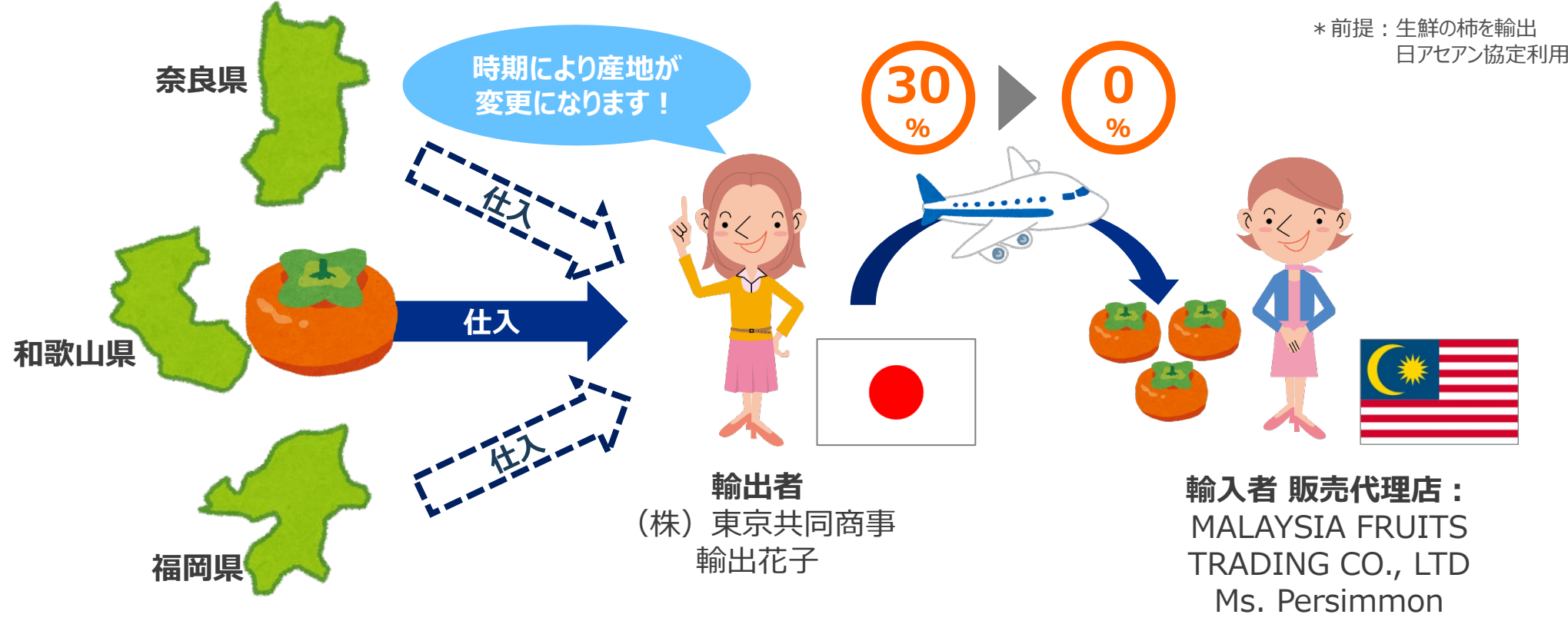


## 回答



違う生産者であっても、**同じ産地（都道府県）**の**産品**の輸出であれば、**繰り返し判定承認結果を利用できます！**  
※発給申請は船積みの都度必要です。

# 事例2 複数の産地をまとめて原産品判定依頼をしている・・・



前回は和歌山県産と奈良県産と福岡県産の柿をまとめて輸出したので判定承認は「Persimmon(Wakayama,Nara,Fukuoka)」で取得しています。  
**今回は和歌山県産のみの輸出となりますが、前回の判定結果は利用できますか？**

## 事例2 複数の産地をまとめて原産品判定依頼をしている・・・

### 疑問

前回、判定依頼  
で提出した仕入書

### 仕入書明細書

(株) 東京共同商事 御中

2022年〇月分 \* \* \* 円

納品日	品名	数量	金額
2022年 〇月〇日	柿 (和歌山県産、奈良県産、福岡県産)	3	* * * 円

複数の産地の場合もあれば  
1つの産地のこともある・・・



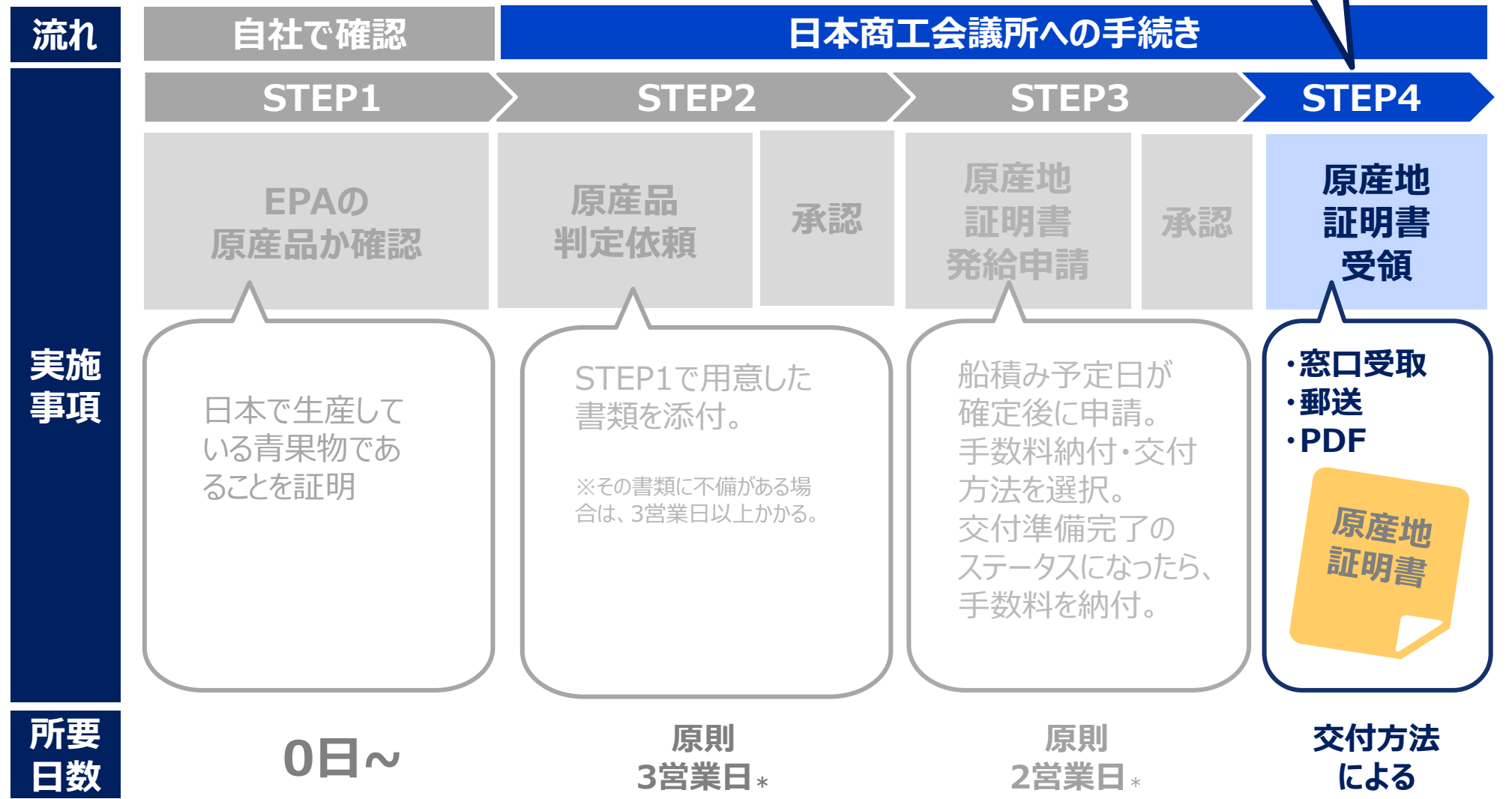
### 回答



複数の産地（都道府県）をまとめて  
原産品判定依頼をした際の承認結果も  
今回輸出する製品の産地を含む場合は  
利用できます！



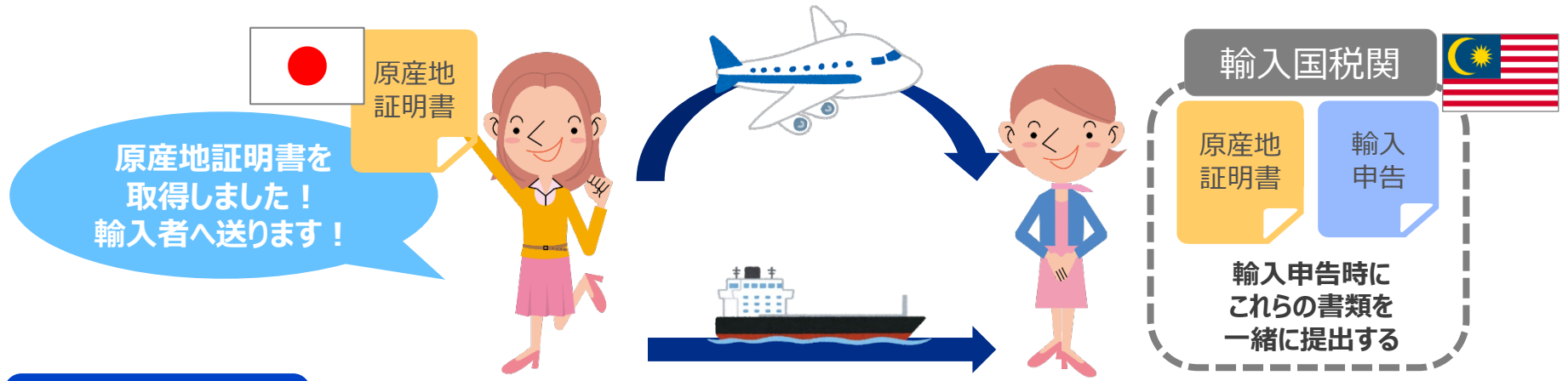
いよいよ**原産地証明書**の受領





# EPAの原産地証明書とは

EPA協定が使える国に提出することで、関税を下げる役割がある原産地証明書をいう。第三者証明制度で発給されるEPAの原産地証明書は**第一種特定原産地証明書**という。



**日タイ協定・RCEP協定はPDF発給と**  
**なっており、PDF発給の場合は窓口で**  
**の受取（郵送）が不要！**



会員・非会員を問わず、各地の商工会議所に貿易関係証明（非特惠原産地証明、サイン証明、インボイス証明など）のため貿易登録している場合であっても、EPAの原産地証明書の発給を受ける場合は、**日本商工会議所**に新たに**企業登録**をする必要があります。企業登録は**一法人または個人につき一登録**です。

※既にEPAで企業登録済みの場合は、新たに登録する必要はありません。

※企業登録に必要な書類を受理してから通知するまでの期間は**原則7営業日**が目安となっております。

企業登録はこちらから（日本商工会議所HPより）

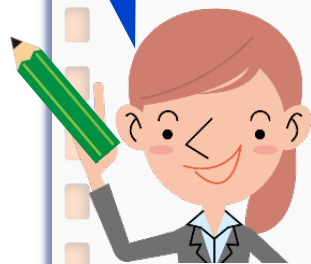
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/registration.html>

企業登録についてのご案内動画（日本商工会議所HPより）

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/elearning/index.html>



## ポイント



手順をスムーズにするため、**予め時間に余裕をもって企業登録**しましょう！

# ■ 本セミナーの流れ

## 第一部

EPAとは？

## 第二部

具体的な事例を見てみよう！（第三者証明制度）

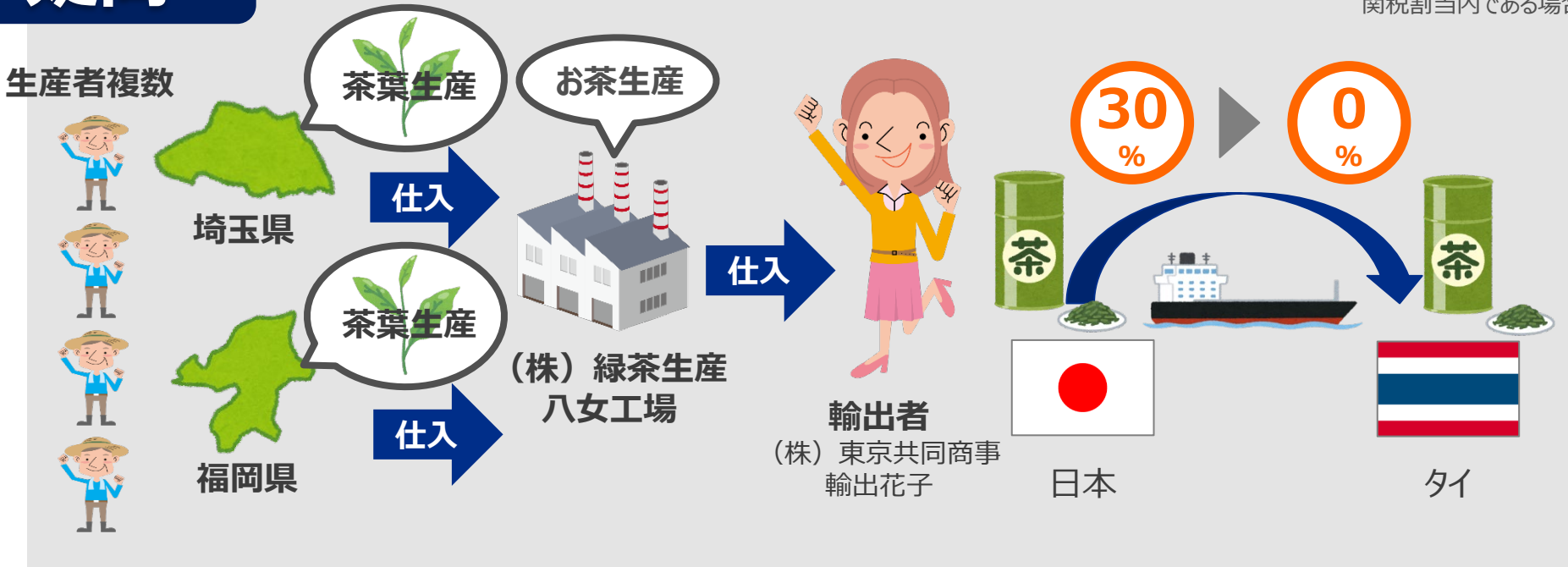
## 第三部

応用編（日本茶の輸出）



# 疑問

\*前提：日タイ協定利用  
関税割当内である場合



非常に多くの茶葉をブレンドするので、**全ての生産者から生産証明書**を入手することが難しいです。  
**この様な場合であっても、原産品判定依頼はできるでしょうか？**

回答



原材料の茶葉の産地（都道府県）が分かる  
**仕入書等**と製造工場が発行する**農林産品に係る  
 製造証明書**があれば原産品判定依頼が可能！

### 仕入書明細書

(株) 東京共同商事 御中 2023年3月2日  
(株) 緑茶生産

2023年〇月分 \* \* \*円

品名	数量	金額
煎茶 原材料名：茶 (埼玉県産、福岡県産)	3	* * *円
支払金額合計（税込）		* * *円



「農林産品に係る製造証明書」

資料作成者  
(株) 緑茶生産

加工地  
八女工場

農林産加工品に係る製造証明書

住所（下記者の住所及び連絡先）  
 氏名（加工業者等） 印

製品は、下記のとおりであることを証明します。

記

- 加工品名：
- 加工時期： 年 月（～ 年 月）
- 加工地（都道府県名）：
- 原材料の輸入割合：
  - (1) 全て日本産又は（EPA締結国名）産の原材料を使用。
  - (2) (1)以外の輸入原材料を使用。
 主な輸入原材料名及び原産国：
  - ①加工品製造の際に、輸入原材料を使用している場合には、その主な原材料を記載してください。 ※記載例：小麦（オーストラリア産）、大豆（アメリカ産）
  - ②利用する経済連携協定の原産地規則（個別原産地規則）に合致していることを確認願います。特に、日インド経済連携協定については、品目別規則において「締結国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締結国において完全に得られるものであること。」と定められている製品は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があります。
- その他：

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/nourinsankakouhin.doc>



みなさん、本日のセミナーいかがでしたか？  
EPA使ってみたくありませんでしたか？



ご清聴ありがとうございました！



# 免責事項

当資料は情報提供を目的として作成した参考資料であり、特定の商品やサービスの奨励やその勧誘を目的としたものではありません。当事務所が信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性および完全性を保証するものではありません。当事務所は、当資料に掲載された情報を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。当資料に含まれる方法は作成時点のものであり、関連法令の改正によって予告なく変更または廃止することがあります。

当資料に関する著作権は情報提供元のクレジット記載があるものを除きすべて当事務所に属しますので、当事務所の事前の書面による同意を得ることなく資料の複製、転用、再配布等を行うことはできません。